

VII-1 計画的な地籍調査事業の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

1 国庫負担金等の十分な予算措置

市町村が計画的に地籍調査事業を推進するため、国庫負担金等の十分な予算措置を講じること。

2 民間事業者への包括委託の更なる活用に向けた予算措置

市町村職員の事務負担軽減に寄与する、民間事業者等への包括委託の更なる活用に向けて、十分な予算措置を講じること。

3 国直轄事業（効率的手法導入推進基本調査）制度の充実・強化

国が主体となり実施される効率的手法導入推進基本調査（MMS等活用型）は、本県及び市町村の負担軽減だけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与しているため、制度の充実・強化を図ること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 大規模災害への備えとして地籍調査事業の必要性が高まる中、本県では、南海トラフ地震等による津波被害への備えとして、相模湾沿岸の都市部を地籍調査の重点地域に位置付けて事業を促進しているところである。令和7年度に地籍調査に取り組む市町村の数は、県内の33市町村（1町は完了）のうち、10年前の25市町から30市町村に増加しているが、本県では、財政状況が厳しい中でも、市町村が計画的に地籍調査を実施できるよう、県負担分を市町村の要望どおり予算措置していることから、国においても、国庫負担金等の十分な予算措置が必要である。
- 2 調査業務の大半を民間事業者等へ委託できる国土調査法第10条2項制度は、担当職員を十分に確保できない市町村にとって事務負担の軽減に寄与するとともに、調査を進捗させる上で有力な手段となるため、地籍調査に係る国庫負担金等において、民間事業者等への包括委託を優遇した予算措置を講じる必要がある。
- 3 国直轄により実施される効率的手法導入推進基本調査（MMS等活用型）は、本県及び市町村の負担軽減となるだけでなく、特に進捗が遅れている都市部の地籍調査の推進に大きく寄与する事業であるが、MMSによる調査結果を後続の地籍調査で活用する手法が確立していないことなどから、市町村が要望に至っていない。そのため、後続地籍調査に係るマニュアルの整備や、後続地籍調査の際の市町村への支援など、更なる制度充実・強化の必要がある。

（神奈川県担当課：県土整備局技術管理課）

VIII-2 ICT施工をはじめとする建設DXの普及促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

県内の中小建設業者にICT施工をはじめとした建設分野のDXの普及促進を図るため、中小建設業者が積極的に取り組むことができるよう、国による支援を拡大すること。

【提案理由等】

建設業界全体の生産性向上を図るためには、一部の大手企業だけではなく、会社数で多くを占める県内の中小建設業者にICT施工などの建設分野のDXを普及させていくことが重要である。

本県では、土工等の規模の大きな現場に加え、主に中小建設業者が施工する規模の小さな現場でもICT施工を実施できるよう「舗装修繕工」や「法面工」、「小規模土工」など対象工種を拡大するとともに、遠隔臨場や情報共有システム（ASP）の活用を促進しているところである。

県内の中小建設業者にICT施工をはじめとするインフラ分野のDXを普及させるためには、高額なICT建設機械や測量機器等の調達費用が課題となっていることから、助成制度の継続など国の支援が必要である。

また、ICT施工を実施する場合、国土交通省土木工事標準積算基準書に単価の設定が無い三次元起工測量及び三次元設計データの作成費用については、見積対応としているが、見積もり結果にばらつきが大きく、妥当性の判断に苦慮していることから、システム初期費と同様に、全国の事例を踏まえ、標準的な単価等を国が設定する必要がある。

さらに、ICT施工の普及・促進には、建設業者だけでなく発注者の人材確保・育成も重要であることから、特に中小規模の工事におけるICT施工に必要な知識を受発注者が習得するため、研修や講習会の充実など国の支援が必要である。

VII-3 都市公園の整備と「みどり」の保全の推進

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

都市公園の整備の推進と緑地保全の推進について、次の措置を講じること。

1 都市公園の整備の推進

- (1) みどり豊かな潤いある都市環境の実現や国土強靱化など安全・安心な都市の形成、神奈川のもつ多彩な自然や歴史、文化等を生かした魅力ある地域づくりなどに寄与する都市公園の整備に対し、十分な予算措置を講じること。
- (2) バリアフリー化や防災機能の拡充などを行う都市公園の再整備や、長寿命化計画に基づき実施される施設の更新等について、十分な予算措置を講じること。
- (3) 「古都保存・緑地保全等事業」と同様に、「都市公園安全・安心対策事業」においても、緑地の機能維持増進に対する財政支援措置を講じること。

2 緑地の保全の推進

- (1) 相続税の算定において3割の評価減がされている歴史的風土特別保存地区内の山林について、近郊緑地特別保全地区や特別緑地保全地区と同様に減価割合を8割に引き上げるとともに納税猶予制度を創設すること。
- (2) 市町村等が保存契約をした緑地の相続税算定について、都市緑地法に基づく市民緑地制度と同様に2割の評価減とすること。
- (3) 第2次地方分権一括法の施行に伴い、近郊緑地特別保全地区の許可等の権限については市に移譲されたが、近郊緑地特別保全地区は法の趣旨にもあるとおり、首都圏の秩序ある発展を図ることを目的に国が指定する近郊緑地保全区域を保全するための制度であることから、市に過大な財政負担が生じないように十分に配慮すること。

【提案理由等】

- 1 本県の都市公園の整備状況は、人口一人当たり面積は5.81㎡で、全国ワースト3位、全国平均面積（10.86㎡）の約半分と遅れており、より一層の整備推進が求められている。

整備に当たっては、これまでPFI事業や指定管理者制度、公募設置管理制度（Park-PFI）など民間活力の導入を図ってきたところであり、今後も様々な公民連携の制度を活用するなどの工夫を凝らしながら、公園整備の推進を図ることとしている。

また、本県は、大規模地震による大きな被害が想定されており、これらの災害に備えるための防災機能の拡充はもとより、本格的な高齢社会に対応したバリアフリー対策や施設の老朽化に対応した計画的な施設更新、さらには、温室効果ガスの吸収源や多様な生物の生息・生育空間としての機能を有する緑地の質向上などが喫緊の課題となっている。

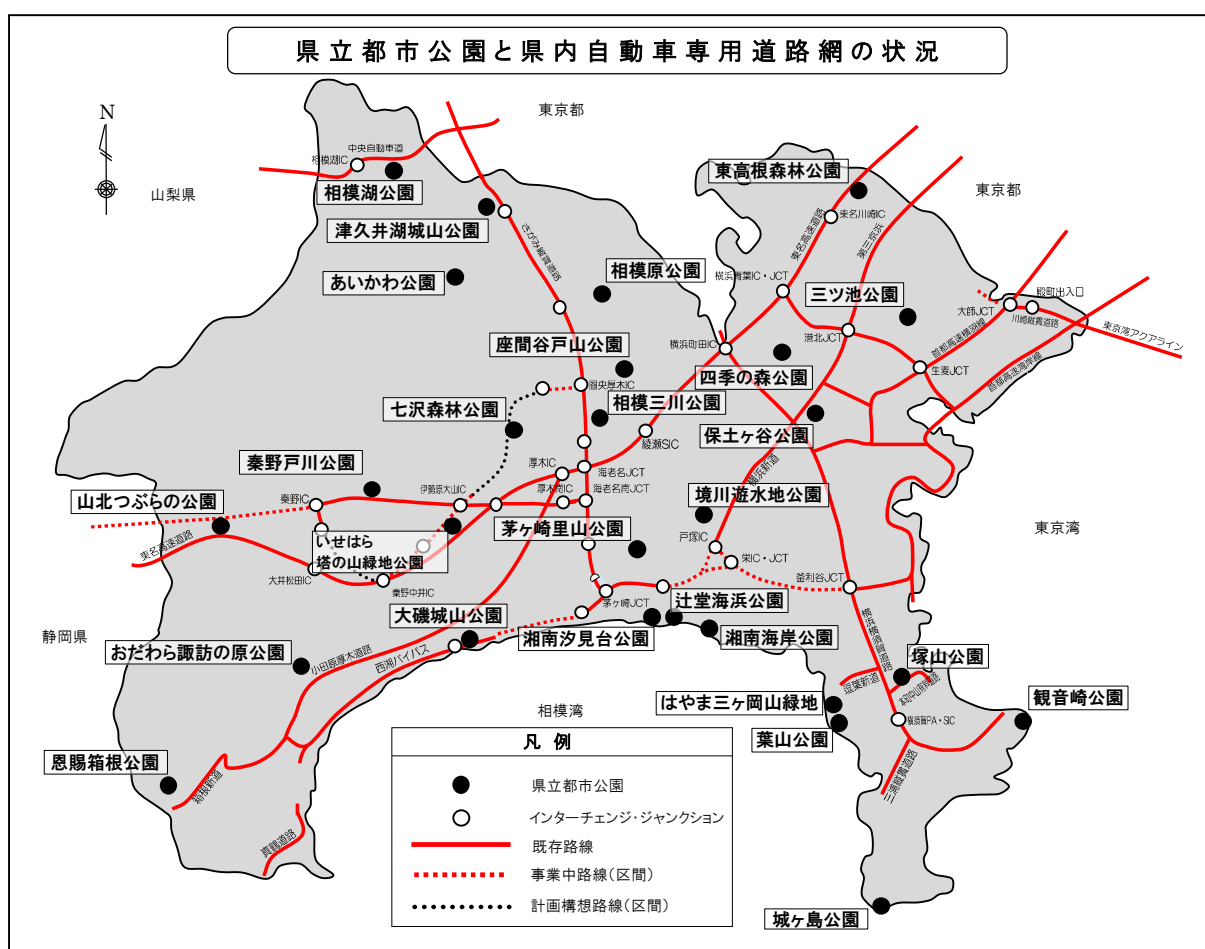
新東名高速道路などの広域幹線道路網の整備進展に伴い、広域的な観光の核としての都市公園の重要性も増していることから、都市公園の整備を一層推進するため、県・市町村に対する十分な予算措置が不可欠である。

2 緑地の保全に係る税制度については、これまでに相続税等の軽減など優遇措置が図られてきたが、制度によっては軽減措置が十分に図られておらず、依然として、相続税対策に伴う緑地の減少が地方自治体にとって大きな課題となっている。

また、地方自治体が行う緑地保全としては、買入れによるもののほかに、都市緑地法に基づく市民緑地制度や、賃貸借契約による緑地保存契約によるものがあるが、保存契約に対する財政支援措置はとられておらず、土地所有者の大きな負担となっている。

以上のことから、土地所有者が当該土地を保有し続けられるよう相続税等の負担軽減措置の拡充が必要である。

近郊緑地特別保全地区の許可及び買入れは県及び中核市以上の市の権限であったものが第2次地方分権一括法により、市域については一般市に移譲された。しかしながら、地価の高い都市部において、一般市の財政規模で土地の買入れを担うことは負担が大きいため、現行の国庫補助率（土地の買入れ 5.5/10）の引上げといった支援措置の拡充が必要である。



VII-4 明治記念大磯邸園の整備と活用

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

明治記念大磯邸園について、国と地方自治体の連携の下、整備促進と有効活用を図るため、次の措置を講じること。

1 国が実施する事業の促進

「明治150年」関連施策の一環として、平成29年11月に閣議決定された明治記念大磯邸園の整備について、国において、中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域の保存・活用に必要な予算を確保し、引き続き整備促進を図ること。

2 地方自治体が実施する事業への支援

明治記念大磯邸園の全面開園に向けて、地方自治体が行う事業に対して、十分な予算措置を講じること。

3 整備効果を最大限発揮する管理運営

明治記念大磯邸園は、地域が取り組む「新たな観光の核づくり」や、官民協働で取り組む「邸園文化圏再生構想」を推進し、地域活性化に大きく寄与するものであるため、管理運営に当たっては、湘南の邸園文化と歴史の情報を積極的に発信し、本邸園の整備効果が最大限発揮されるよう十分に配慮すること。

【提案理由等】

- 1 「明治150年」関連施策の一環として、立憲政治の確立等に関する歴史的遺産の保存及び活用を行い、一体的な空間として後世に伝えるため、平成29年11月21日に神奈川県大磯町に明治記念大磯邸園を設置する閣議決定が行われた。平成31年2月には、国において、明治記念大磯邸園の中核的な区域となる歴史的建物群とその周辺区域について、都市計画事業として事業化され、令和2年11月から、旧大隈重信別邸庭園及び陸奥宗光別邸跡庭園の一部区域が、令和6年11月から、邸宅部分が公開されている。

明治記念大磯邸園の整備は、「明治150年」関連施策の国家的記念事業であり、国が実施する事業においては、必要な予算を確保し、整備促進を図ることが必要である。

- 2 明治記念大磯邸園について、令和10年度の全面開園を目指して国と地方自治体が一体的に整備を促進するためには、地方自治体を実施する事業に対して、社会資本整備総合交付金による十分な予算措置が不可欠である。
- 3 相模湾沿岸には、県立大磯城山公園など政財界人の邸園等の地域資源が集積しており、NPOによる保全等の取組も活発である。明治記念大磯邸園の管理運営は、こうした取組と連携を図るとともに、国の「ガーデンツーリズム」制度に登録された「湘南邸園文化ツーリズム」を推進するなど、地域の活性化に向け、管理運営の主体として、明治記念大磯邸園の整備効果が最大限発揮されるよう引き続き十分に配慮することが必要である。

【明治記念大磯邸園 位置図】



(神奈川県担当課：県土整備局都市公園課)

VII-5 地域交通サービスの維持・確保に向けた支援

提出先 国土交通省

【提案項目】

地域公共交通計画策定が努力義務化されたことを踏まえ、国は、地域公共交通計画策定に向けた地方の取組を積極的に支援するとともに、十分な予算措置を行うこと。

また、地域公共交通計画に定めた交通サービスの取組が着実に実施されるよう、地域公共交通確保維持事業について補助要件の緩和や拡充を図るとともに、近年深刻化している運転者不足に対する支援拡充などと併せ、十分な予算措置を行うこと。

【提案理由等】

少子高齢化や人口減少などにより、地域交通サービスの維持・確保が厳しさを増す中、地域における持続可能な旅客運送サービスの提供を確保するため、地域公共交通計画策定に向けた地方自治体の取組に対し、引き続き積極的な支援を行うとともに十分な予算措置を行う必要がある。

また、地域公共交通の維持や確保に向けた取組は、これまでも市町村を主体として行われており、コミュニティバスやデマンド交通といった輸送手段の導入も行われてきたが、地域公共交通確保維持事業は、地域における必要性が高い輸送手段であっても、交通不便地域の指定や新規運行の開始といった補助要件などにより、活用ができないという課題がある。

そのため、地域公共交通確保維持事業の補助要件の緩和や拡充を行うことにより、地域の実情に応じた輸送手段の導入を支援するとともに十分な予算措置を行う必要がある。

加えて、バスやタクシーといった交通事業者では、時間外労働の上限規制が適用されたことなどに伴い運転者不足が深刻化しており、交通事業者による運転者の確保に向けた取組の支援等を行う必要がある。

VII-6 鉄道利用者の安全確保と利便性向上の促進

提出先 国土交通省

【提案項目】

鉄道利用者の安全確保と利便性向上を促進するために、次の措置を講じること。

- 1 鉄道駅のバリアフリー化及び鉄道施設の老朽化対策等に対する支援
鉄道駅におけるホームドアなどのバリアフリー化のため、ハード・ソフト両面から鉄道事業者の積極的な取組を促進するとともに、確実な予算措置を講じること。
また、鉄道施設の老朽化対策・耐震対策について、国庫補助率の引上げなど、国による支援の拡大を図るとともに、確実な予算措置を講じること。
- 2 交通系ＩＣカードの利用環境の改善に向けた支援
鉄道の利便性向上のため、交通系ＩＣカードについて、利用エリアをまたいだ使用が可能となるよう、国としても積極的な支援を行うこと。

【提案理由等】

- 1 これまでも鉄道駅におけるバリアフリー化については、ハード・ソフト両面から、各種検討や取組が行われているが、令和２年度に改定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、今後、更なるホームドア整備の加速化を目指すものとされたところである。
ホームにおける安全性の飛躍的な向上が期待されるホームドアの設置促進を図るため、引き続き国は、新技術の活用や低コスト化などの研究開発に係る支援を行う必要がある。
国では、バリアフリー化を加速させるため、令和３年度に鉄道駅バリアフリー料金制度を創設したところであるが、この制度の活用を表明している鉄道事業者の路線において計画に含まれない区間が存在するため、鉄道事業者に対しホームドア整備事業等の確実な予算措置を講じる必要がある。
また、地方自治体等の財政負担の軽減を図りつつ、鉄道施設の計画的な老朽化対策や耐震対策を推進するため、鉄道事業者に対する補助事業について、国の補助率引上げなどとともに、確実な予算措置を講じる必要がある。
- 2 ＪＲ御殿場線は、平成31年３月に全駅での交通系ＩＣカード（ＴＯＩＣＡ）の利用が可能となり、さらに令和３年３月からは、在来線ＩＣ定期券によるＳｕｉｃａエリアとのまたがり利用が開始されるなど、段階的な利用環境改善が図られているが、更なる交通の利便性向上、円滑化及び効率化に向けて、国としても積極的な支援が必要である。

VIII-7 「観光立県かながわの実現」に資する道路整備の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

1 観光地の活性化を図る路線の整備推進

「観光立県かながわの実現」に資するため、県土構造の骨格として重要な自動車専用道路の整備を強力に促進するとともに、観光地の活性化を図る次の路線の整備推進を図れるよう、十分な予算措置を講じること。

- (1) 「鎌倉」
 - ・県道23号（原宿六ツ浦）
- (2) 「箱根」
 - ・都市計画道路 穴部国府津線他
- (3) 「城ヶ島・三崎」
 - ・都市計画道路 西海岸線他
- (4) 「大磯」
 - ・国道1号〔大磯～二宮 西湘バイパス沿いの自転車道延伸〕
 - ・都市計画道路 湘南新道

2 ナショナルサイクルルート（太平洋岸自転車道）のサイクリング環境の向上

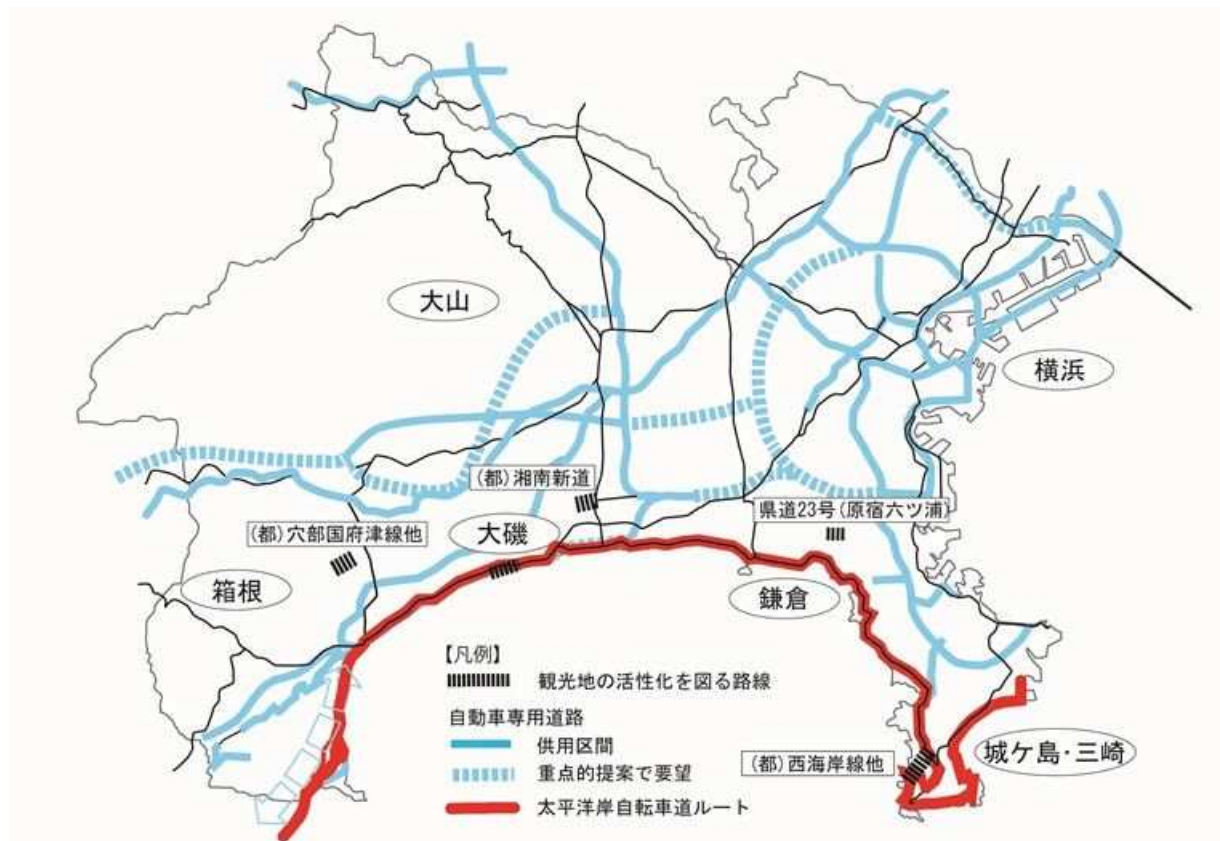
ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道において、サイクリング環境の向上などに向けた取組を推進するとともに、必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 本県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ国際的観光地の創出を推進するため、「城ヶ島・三崎」、「大山」及び「大磯」において、地域が主体となって「観光の核づくり」を進めている。

また、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路の一部区間などが順次開通し、観光客が増加するなどの効果が現れているが、より多くの観光客を呼び込み、観光地の更なる活性化を図るためには、観光地にアクセスする道路の一層の整備が必要である。

- 2 ナショナルサイクルルートに指定された太平洋岸自転車道を、地域の魅力の一つとして広く発信するとともに、サイクリストが多く訪れることが想定されることから、引き続き、サイクリング環境の向上を図る取組を、国、県が一体となって推進する必要がある。



城ヶ島・三崎



観光の核づくり

(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

VII-8 インターチェンジ接続道路の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

自動車専用道路の整備効果を周辺地域に波及させるため、インターチェンジ接続道路の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。

首都圏中央連絡自動車道 I C 関連事業の推進

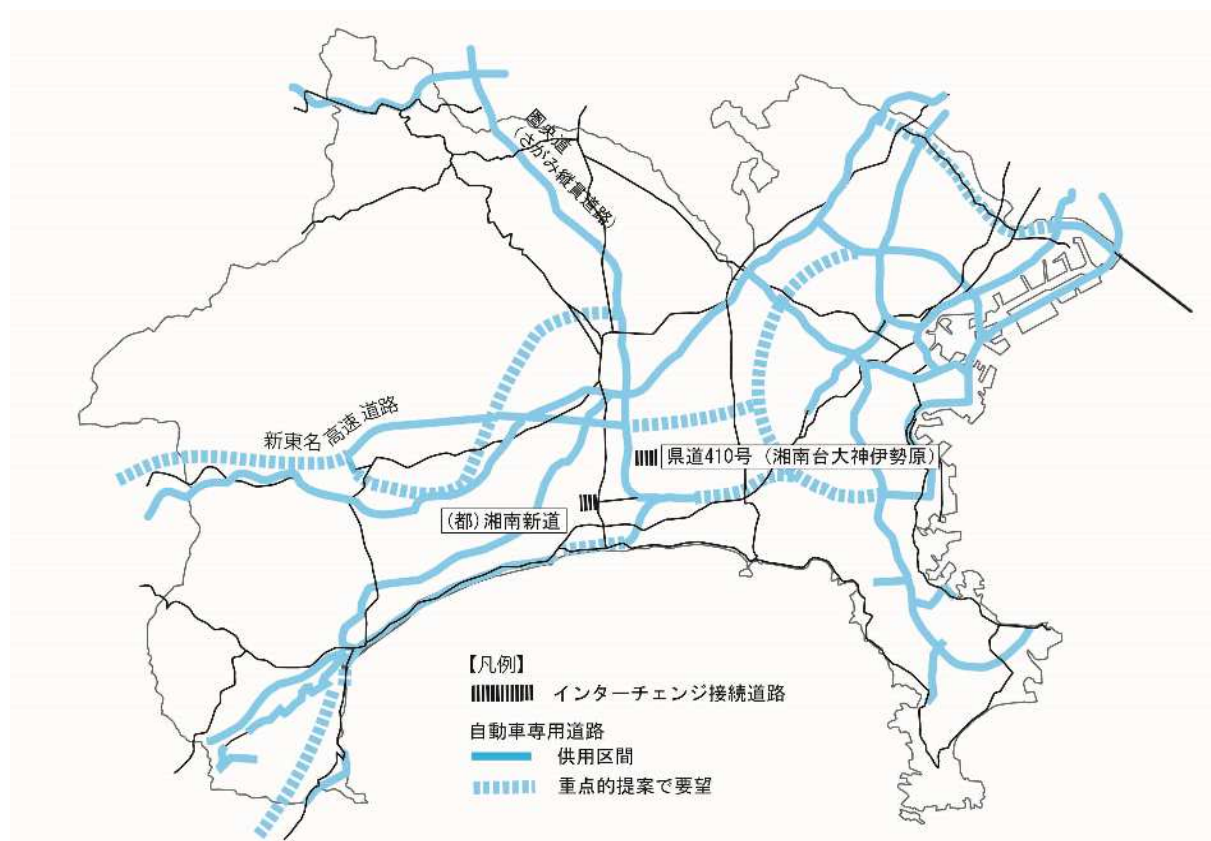
- ・都市計画道路 湘南新道〔寒川南 I C 関連〕
- ・県道410号（湘南台大神伊勢原）〔寒川北 I C 関連〕

【提案理由等】

本県では、各地で深刻な交通渋滞が発生しており、快適な県民生活や円滑な企業活動が大きく阻害されるなど様々な弊害が生じている。

こうした状況を抜本的に改善するため、首都圏中央連絡自動車道や新東名高速道路などの自動車専用道路網の整備が進められているところであるが、その整備効果を周辺地域に波及し、広域的な交通利便性向上を図るためには、インターチェンジや工業団地への接続道路の整備を積極的に推進することが不可欠である。

そこで、補助事業や社会資本整備総合交付金による重点的な支援、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路整備課)

VII-9 地域の交流・連携を支える路線の整備推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

自動車専用道路網を補完して、地域の交流・連携を支える路線の整備推進が図れるよう、十分な予算措置を講じること。また、直轄国道については、積極的に整備推進を図ること。

- ・国道357号〔八景島から夏島間〕
- ・国道16号 追浜駅交通ターミナル整備事業
- ・県道22号（横浜伊勢原）
- ・県道23号（原宿六ツ浦）
- ・県道42号（藤沢座間厚木）
- ・県道46号（相模原茅ヶ崎）〔上郷立体〕
- ・県道64号（伊勢原津久井）
- ・県道74号（小田原山北）
- ・県道77号（平塚松田）
- ・県道410号（湘南台大神伊勢原）〔（仮称）ツインシティ橋〕
- ・県道410号（湘南台大神伊勢原）〔藤沢市域〕
- ・県道601号（酒井金田）
- ・県道611号（大山板戸）
- ・県道709号（中井羽根尾）
- ・都市計画道路 安浦下浦線
- ・都市計画道路 西海岸線他
- ・都市計画道路 石田小稲葉線他
- ・都市計画道路 丸子中山茅ヶ崎線
- ・都市計画道路 座間南林間線
- ・都市計画道路 金子開成和田河原線
- ・都市計画道路 穴部国府津線他

【提案理由等】

企業活動の活性化や観光振興を図るとともに、県民の日常生活を支えるためには、自動車専用道路網と合わせて、交流幹線道路網等を体系的に整備していくことが不可欠である。

本県では、道路部門の実施計画に基づき、選択と集中を図りながら、効率的・効果的な整備に取り組んでおり、インターチェンジ接続道路に限らず、地域の交流・連携を支える路線についても、十分な予算措置を講じることが必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局道路企画課、道路整備課)

VIII-10 安全・安心に利用できるみちづくりの推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

交通事故の多発や高齢化の進展などを踏まえ、安全・安心に利用できるみちづくりを推進するため、交通安全施設等の整備に係る事業について、次の措置を講じること。

1 安全な歩行空間の整備推進

歩道未設置箇所への歩道整備など、通学路を始めとする歩行空間の交通安全対策を効果的に実施するため、十分な予算措置を講じること。

2 歩行空間のバリアフリー化の推進

段差のない歩道や幅の広い歩道を整備し、高齢者や障がい者など誰もが円滑に通行できる歩行空間を確保するため、十分な予算措置を講じること。

3 安全で快適な自転車通行空間の整備推進

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を活用し、自転車通行空間の効率的な整備を進めるため、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

歩行者や自転車の安全・安心を確保するため、学校関係者（教育委員会、学校、PTA）、警察及び道路管理者による通学路の合同点検の結果を踏まえた通学路交通安全プログラムに基づく対策などを着実に進めるとともに、千葉県八街市の事故を受けて実施した合同点検に基づく対策を確実に完了させるためには、本県及び市町村への十分な予算措置が必要である。

通学路における歩道の整備状況

施工前



施工後



（神奈川県担当課：県土整備局道路管理課）

VII-11 水道施設の耐震化の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

県内に大規模な被害を及ぼす首都直下地震（発生確率は30年間で70%）等に備え、重要なライフラインである水道施設の耐震化を早急に進めるため、緊急時の飲料水確保及び水道施設や管路の耐震化促進のための水道施設整備を行う全ての水道事業者が防災・安全交付金（うち水道事業に関するもの）を利用しやすいよう、資本単価等の採択要件の緩和や補助率の引き上げをするとともに、確実な財源措置を講じること。

【提案理由等】

緊急時の飲料水確保を目的とする、浄水場、配水池の耐震化、緊急遮断弁及び耐震管の整備は、水道事業者にとって緊要な課題となっている。

地震などの災害対策のための交付金制度の採択基準に、資本単価（水道料金の対象となる水量1 m³当たりの施設整備費）が国の定める水準以上であること、家庭用水道料金が全国平均以上であることなどが設定されている。県内の多くの水道事業者は、この採択基準を満たさず、自己財源のみによる対応となるため、耐震化が十分ではない。

経営基盤が脆弱な水道事業者も含めた全体の耐震化を加速するためには、資本単価要件、家庭用水道料金の要件の緩和や補助率の引き上げなど、水道事業者の現状に即した拡充をするとともに、国庫補助等に係る必要な財源を確保する必要がある。

VII-12 下水道における浸水対策の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

近年、激甚化・頻発化している豪雨による浸水被害を踏まえ、下水道における浸水対策について一層の強化を図るため、次の措置を講じること。

1 「流域治水」に資する内水浸水対策の推進

- (1) 内水による浸水被害を防止するため、雨水管渠や雨水貯留施設などのハード対策について、十分な予算措置を講じること。また、整備を促進するため、交付対象範囲を広げること。
- (2) 内水による浸水被害を最小化するため、内水ハザードマップ作成などのソフト対策について、十分な予算措置を講じること。

2 下水道施設の耐水化の推進

下水道施設は、集中豪雨等による浸水時においても、下水道機能を確保する必要があることから、下水道施設の耐水化について、十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

- 1 内水浸水対策については、流域に係るあらゆる関係者が協働して水害対策を行う「流域治水」に資する取組の一つであり、ハード・ソフトの両面から推進していく必要がある。

- (1) 近年、全国各地で時間雨量 50 ミリメートルを超えるような集中豪雨が増加傾向にあり、内水による浸水被害の発生リスクが増大している。このような中、令和 3 年 7 月の大雨や令和 6 年台風 10 号等による浸水被害や、内水による浸水被害が発生しており、早急な雨水施設整備が求められるが、これらのハード対策には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

令和 3 年度に、内水浸水対策の促進のため、雨水管渠整備の交付対象範囲が市を対象に一部拡充されたが、町村の交付対象範囲も拡充が必要である。

- (2) 内水による浸水被害を最小化するためには、ハード対策に加え、内水浸水が想定される際に迅速かつ円滑に避難ができるよう、住民に対し事前に情報を周知することが極めて重要であり、内水ハザードマップの作成や見直しといったソフト対策に対し、国による十分な予算措置が必要である。

- 2 重要なライフラインである下水道は、集中豪雨等による浸水被害が発生した際にも、継続して下水道機能を確保することが重要である。令和元年東日本台風では、全国各地で処理場やポンプ場などの下水道施設が浸水し、機能が一時停止するなど、地域生活などに大きな影響を及ぼした。このような被害を防止するためには、下水道施設の耐水化を図ることが重要であるが、対策には多大な費用を要することから、国による十分な予算措置が必要である。

(神奈川県担当課：県土整備局下水道課)

【提案項目】

流域下水道及び市町村の公共下水道整備を推進する未普及対策、また、増大する下水道施設の老朽化対策、さらに、下水道事業の推進による良好な環境を創造するため、次の措置を講じること。

1 下水道事業の一層の推進

未普及対策や改築更新などの下水道事業を一層推進するため、十分な予算措置を講じること。

2 下水道施設の老朽化対策

(1) 下水道施設の老朽化対策など事業の執行に支障が生じないよう改築更新に係る国庫補助を継続すること。

(2) 破損すると道路陥没など、社会に大きな影響を及ぼす可能性のある管渠施設については、改築更新を重点事業に位置付け、十分な予算措置を講じるとともに、管渠の日常点検も交付金の対象とすること。また、効率的な点検・調査方法を確立すること。

3 交付金制度の充実

(1) 汚水管渠の新設及び改築更新について交付対象を拡大すること。

(2) 排水設備の設置促進に向けた交付金制度を拡充すること。

(3) 単独処理場への支援を強化すること。

(4) 雨天時浸入水対策の推進のため交付金制度を充実すること。

4 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

最新技術を取り入れた省エネ・創エネ・再エネ設備の導入に対する交付金制度の創設・拡充や更なる技術開発などに取り組むこと。

5 下水汚泥の肥料化の推進

肥料化の実現に向けた調査・研究に係る交付金制度の拡充や、肥料利用の拡大につながる制度の創設などに取り組むこと。

6 効率的な事業運営に向けた取組の推進

(1) 下水道事業における広域化・共同化の推進に必要な支援を講じること。

(2) 下水道情報のデジタル化など事業運営の効率化に向けた交付金制度の拡充や、技術的な支援などに取り組むこと。

(3) ウォーターPPPの導入に向けた調査、検討及び計画策定に対する十分な財政支援を行うこと。また、ウォーターPPPの導入を要件とする污水管の改築に係る国費支援については、地方自治体の実情に配慮した対応を講じること。

【提案理由等】

- 1 下水道事業の推進は、生活環境の向上・水質汚濁の防止を図る上で必要不可欠である。公共下水道においては、財政状況の厳しい市町を中心に未普及地域の解消が課題であり、汚水処理事業の10年概成に向けたアクションプランに基づき、事業を着実に実施するためには、国による十分な予算措置が必要である。さらに、流域下水道においても、市町のアクションプランに合わせ、箱根小田原幹線の整備を進めており、国による十分な予算措置が必要である。
また、老朽化した下水道施設が増大する中、その改築更新には多大な費用を要している。施設の破損・機能停止を未然に防止するためには、計画的な点検による異常箇所の早期発見や、改築等により適切な予防保全対策を講じる必要があり、国による十分な予算措置が必要である。
- 2 (1) 下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、今後、老朽化が進む下水道施設の計画的な改築更新は、安全で衛生的な住民生活を実現する上で不可欠であることから、下水道施設の改築更新に係る国庫補助の継続が必要である。
(2) 埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故では、多くの市民生活や社会経済活動に影響を及ぼしたことから、管渠の改築更新に係る事業を重点事業に位置付けるとともに、管渠の日常点検も交付対象に拡大する必要がある。また、AIやドローン等の新しい技術を活用した点検手法等に関する効率的な点検調査方法を確立することも必要である。
- 3 (1) 現行では、交付対象が主要な管渠に限定されており、枝線管渠の整備や改築更新を計画的に進めるためには、交付対象範囲の拡大が必要である。
(2) 土地所有者等が実施する排水設備工事は経済的な負担となることが、接続率が上がらない一つの要因になっていることから、基幹事業と同時期に実施する排水設備工事に限らず、過年度の基幹事業箇所における未接続箇所も対象とする効果促進事業の拡充や、個別の補助制度の創設が必要である。
(3) 処理場を有している市町村では、老朽化した施設の改築更新などの財政的負担が大きく、市町村の財政を圧迫していることから、単独処理場に対する国費率を流域下水道処理場相当に引き上げるなどの支援強化が必要である。
(4) 分流式下水道では、雨天時浸入水による汚水の溢水や公共用水域への流出が課題となっており、国では、これらの対策に係る調査などを交付対象としたが、対策には、多額の費用と長い期間を要することから、更なる交付金制度の拡充が必要である。
- 4 2050年脱炭素社会の実現を目指すため、太陽光発電等の再エネ設備の導入や、再エネ100%電力の調達に対しインセンティブが働くよう交付金制度の創設・拡充が必要である。さらに、信頼性・経済性に優れた技術開発など、国による支援強化が必要である。
また、省エネ・創エネ設備への機能向上改築に当たり、複数の設備が一体となって機能を発揮する場合には、関連する設備全体を重点対象とする要件緩和が必要である。
- 5 下水汚泥の肥料化の実現に向けては、国が持つ技術的知見の提供などの支援強化とともに、汚泥成分分析、肥料の試作や試験栽培など調査・研究に係る交付金限度額の見直しといった拡充が必要である。また、汚泥肥料に対する農業者等への理解促進等につなげる農林水産省との更なる連携のほか、肥料製造により費用が増加するため、新たな補助制度の創設が必要である。

- 6 人口減少に伴う使用料収入の減少や下水道に従事する職員の不足、施設が老朽化する中、効率的な事業運営が一層求められており、国による支援強化が必要である。
- (1) 広域化・共同化の取組を推進するために、広域化・共同化計画実施マニュアルの充実を今後とも継続的に行うとともに、国による十分な予算措置が必要である。
 - (2) 人材不足への対応や施設の適正な維持管理に資するために、A I 技術を活用した熟練技術者の経験に依存しない効率的な運転操作などの技術開発や、取組を推進するための交付金制度の拡充など国による支援が必要である。
 - (3) ウォーターP P Pの導入に向け十分な調査、検討を行うことができるよう、官民連携事業等基盤強化推進事業の十分な予算措置が必要である。また、原則、污水管の改築に係る国費支援に関して、ウォーターP P P導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化するとの方針が示されているが、小規模な市町村では、導入が困難なことも想定されるため、地方自治体の事業形態等、地域の実情に配慮し、柔軟に対応することが必要である。

VII-14 計画的な市街地整備の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

計画的な都市基盤整備による良質な都市空間の形成や、老朽化した既成市街地の再整備による都市機能の更新を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 土地区画整理事業の推進

道路、公園等の公共施設と宅地の一体的・総合的な整備により、良質な都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業に対して十分な予算措置を講じること。

2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業の推進

土地の合理的かつ健全な高度利用と建築物の不燃化による災害に強いまちづくりを推進するため、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業に対して十分な予算措置を講じること。

3 市町村のまちづくり事業の推進

各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図り、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村のまちづくり事業に対して十分な予算措置を講じること。

【提案理由等】

本県では、人口減少と超高齢社会を乗り越えるとともに、地震などによる大規模な災害への対応力を強化するため、地域の特徴を生かし、安全・安心でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるところである。

- 1 土地区画整理事業においては、鉄道駅周辺における新たな地域拠点の整備や、豊かな住環境を有する市街地の形成を確実に進めるため、十分な予算措置が必要である。
- 2 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業においては、民間による計画的な事業進捗を図り、コンパクトなまちづくりに資する鉄道駅周辺における都市機能の更新を確実に進めるため、十分な予算措置が必要である。
- 3 市町村のまちづくり事業においては、都市機能や居住環境の向上に資する取組等に対する総合的・集中的な支援や、個性あふれるまちづくりの総合的な支援による都市の再生を推進するため、十分な予算措置が必要である。

【提案項目】

公営住宅の適正な維持・運営管理の推進に向けて、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」に基づき、県営住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅セーフティネットとして、真に住宅に困窮する者に的確に供給するため、次の措置を講じること。

1 安全・安心確保や長寿命化に向けた改善工事の推進

予防保全型の維持管理を進めるため、長寿命化計画に位置付けられた屋上防水や外壁塗装等の改善工事について、十分な予算措置を行うとともに、現在の交付要件を緩和し、性能水準の向上を必要としない、経年劣化した施設の原状回復工事にも交付できるようにすること。

2 明渡し条件に係る法律上の位置付けの明確化

他の入居者との公平性を確保するため、身体障がい者向け住宅において身体障がい者がいなくなった世帯が、自発的に住み替えない場合に、明渡しを請求できるよう、公営住宅法上の位置付けを明確にすること。

3 残置物の取扱いの明確化

単身入居者が死亡した場合、相続人の同意がなくても、残置された家財等の処分を行う旨を公告することにより家財等の処分を行えるよう、公営住宅法上の規定を整備すること。

【提案理由等】

- 1 適切な維持管理を推進するために、長寿命化計画に位置付けた改善工事がすべて実施できるよう、十分な予算措置が必要となる。また、国の交付要件を緩和し、幅広く改善工事が実施できるようにする必要がある。
- 2 真に住宅に困窮している者に公平かつ的確に公営住宅を供給し、さらに入居者の公平性を確保する観点から、明渡し請求ができる要件を拡充し、関連する法制度を整備する必要がある。
- 3 単身入居者が増加しており、住宅に家財等を残置したまま死亡する事案も発生している。そのような場合に、残置された家財等の取扱いに苦慮しており、相続人の同意がなくても家財等の処分を行えるよう法律上の規定を整備する必要がある。

【提案項目】

「神奈川県住生活基本計画」に基づく、地域の特性を踏まえた総合的な住宅政策を一層推進するため、次の措置を講じること。

1 住宅確保要配慮者に対する施策の充実

- (1) 住宅セーフティネット制度の実施について、居住支援協議会、居住支援法人及び市町村に対する支援措置の一層の充実を図ること。

また、登録住宅に対する家賃低廉化等の補助に加え、居住支援法人が継続して事業を行うための居住支援事業費について、十分な予算措置を図ること。

- (2) サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、登録事業者に対する建設費補助などの支援措置の充実を引き続き図ること。

2 社会資本整備総合交付金等の充実

公営住宅の整備やストックの有効活用及び市町村が定住促進や多世代居住を目的として実施する住宅リフォーム補助など、地域の実情に即した総合的な住宅政策の推進のため、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の一層の充実を図ること。

3 空き家対策の充実

空き家対策の円滑な実施のため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき取り組む市町村等に対し、弾力的な活用が可能な支援措置の充実を引き続き図ること。

【提案理由等】

- 1 (1) 住宅セーフティネット制度の実施については、高齢者等のほか、ひとり親世帯や低所得の若年単身者も増加する状況にあるなど、多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を的確に図る必要がある。

しかし、賃貸住宅の家主と住宅確保要配慮者双方が安心して貸し借りできる環境や、住宅確保要配慮者に対する居住支援が十分とは言えないことから、居住支援協議会、居住支援法人及び市町村に対する支援の一層の充実が必要である。

また、家賃及び家賃債務保証料の低廉化、改修費の補助については、家主、県及び市町村にとってより使いやすい制度となるよう、一層の充実が必要である。

さらに、多様化する住宅確保要配慮者に対して入居に至るまでの支援だけでなく、入居後の支援も必要不可欠であるが、居住支援事業費が不足し、事業継続が難しくなった居住支援法人が出てきており、居住支援法人が事業を継続的に行えるよう、十分な予算の確保が必要である。

- (2) サービス付き高齢者向け住宅については、今後急増する高齢者の住まいとして重要な役割を担うことが期待されており、供給を今後も促進するため、登録事業者に対する税制優遇の継続や建設・改修費補助などの支援措置の充実が引き続き必要である。

2 本県及び市町村では、地域住宅計画を策定し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の積極的な活用を努めてきた。引き続き、円滑な事業実施に向けた交付金の活用を図るため、制度及び国費の配分の一層の充実が必要である。

また、本県及び市町村においてソフト事業を含めた総合的な住宅政策を推進するため、基幹事業の対象や提案事業の枠の拡大が必要である。

3 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく取組を円滑に実施するため、「空き家対策総合支援事業」や「住宅市場を活用した空き家対策モデル事業」といった市町村や団体の取組への支援措置を継続し、その内容を充実させることが必要である。

VII-17 港湾整備事業の推進

提出先 国土交通省

【提案項目】

本県は、湘南港、葉山港、真鶴港、大磯港の4つの地方港湾を管理しているが、地域活性化に資する港湾の連携強化や港湾施設整備に向けた取組を推進するため、次の措置を講じること。

1 港湾の連携強化

本県が進めている、港湾を活用した、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組を支援し、新たな係留施設の整備に必要な予算措置を講じること。

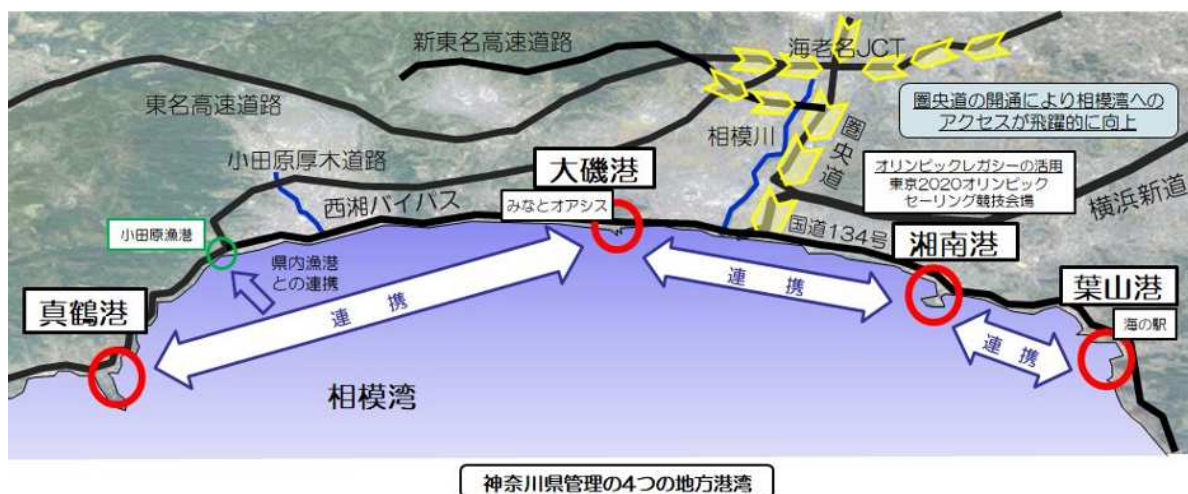
2 港湾施設整備の推進

真鶴港の活性化整備計画に基づく整備を推進するため、物揚場・船揚場の改良工事に必要な予算措置を講じること。

【提案理由等】

1 本県では、港湾等を活用して、海から観光振興を図る「かながわ海洋ツーリズム」の取組を進めており、令和6年3月から湘南港を基点とした相模湾における海上交通の運航を開始した。引き続き、各港湾の連携による観光振興に向けた取組を進めていきたいと考えており、葉山港における新たな係留施設の整備に向けた予算措置や国が先進的に取り組んでいるクルーズ振興に関する情報提供等、国の支援・協力が必要である。

2 真鶴港では、地域産業の活性化を図るために、物揚場・船揚場の改良工事を進めており、引き続き、施設整備に確実な予算措置が必要である。



(神奈川県担当課：県土整備局河港課、交通政策課)

VIII-18 三浦半島におけるみどりの保全・再生・活用（国営公園の早期設置）

提出先 財務省、国土交通省

【提案項目】

三浦半島におけるみどりの保全等に資するため、次の措置を講じること。

1 三浦半島国営公園の早期実現

首都圏の緑の基軸を形成する三浦半島において、広域的なみどりの保全・再生・活用拠点となる国営公園の設置を早期に実現すること。

2 三浦半島における緑の保全・活用の促進

首都圏広域地方計画及び首都圏整備計画に基づき、三浦半島の緑の保全・活用の促進のための施策の充実を図ること。

【提案理由等】

三浦半島は、まとまりある貴重な緑が残されており、多摩丘陵等と一体となって、首都圏において最も重要な緑の基軸を形成しており、美しい景観を有する地域である。

国においては、これまでも近郊緑地保全制度により三浦半島の緑の保全に取り組んでおり、現行の「首都圏広域地方計画」においても、三浦半島の緑は首都圏の水と緑のネットワークを形成する重要な緑地として保全・活用の重要性が認識されている。

一方、本県では、「三浦半島公園圏構想（平成18年3月）」において、三浦半島の自然の保全・再生・活用を図り、首都圏や海外からも多くの人が訪れ、楽しめるよう、半島全体を魅力ある「公園」のような空間とすることを目指すこととし、この地域のめざすべき方向性を県政運営の総合計画である「新かながわグランドデザイン基本構想（令和6年3月）」に位置付け、政策展開を図っている。

近年では、令和元年6月に、近郊緑地特別保全地区に指定されている小網代の森について学ぶことができるインフォメーションスペースがオープンするなど、三浦半島の緑地空間の保全・活用は、着実に進んでいる。

こうした地域の取組とあわせ、国が三浦半島の水と緑のネットワークの中核として国営公園を設置することは、半島の豊かな文化、産業、人的資源などとの連携による相乗効果が期待でき、国及び本県の目指す地域の姿の実現に大きく寄与するものであることから、国営公園の設置を要望するものである。

また、あわせて三浦半島における緑の保全・活用を促進するため、近郊緑地特別保全地区の土地の買入れに対する財政支援など施策の充実を要望する。

【三浦半島国営公園構想地区位置図】



（神奈川県担当課：県土整備局都市公園課）

VIII-19 公共用地の取得に関する制度等の改善

提出先 財務省、農林水産省、国土交通省

【提案項目】

公共用地の取得を推進するために、次の税制上の優遇措置を講じること。

- 1 同一事業における複数年にわたる契約について、5,000万円の特別控除を上限まで適用すること。
- 2 事業認定を受けなくても譲渡所得の特別控除が認められる事業の範囲を拡大すること。
- 3 農地等を公共用地として譲渡した場合についての相続税猶予税額等を免除すること。

【提案理由等】

- 1 同一事業において契約を2か年以上に分割せざるを得ない場合に、地権者が不利益を被らないよう、譲渡所得の特別控除を通算して適用できるようにする必要がある。
- 2 事業認定を受けなければ特別控除が適用されない事業は、地権者の譲渡後の税負担を理由に、用地取得に時間を要する場合があることから、事業の早期完了のため、事業認定を受けなくても特別控除が適用される事業範囲を拡大する必要がある。
- 3 地権者が相続税の納税猶予の特例を受けた農地等を公共用地として譲渡した場合、相続税の猶予がなくなることが用地取得の隘路になっていることから、全額免除の措置を設ける必要がある。